

意見書案第 2 号

道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の
継続を求める意見書の提出について

首題の事件について、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
財務大臣、国土交通大臣に意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 28 日提出

提 出 者

長久手市議会くらし建設委員長 川合保生

要 旨

地方創生の実現に向け、道路整備に必要な予算を確保するとともに、「道路
整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率等の嵩上げ措置
については平成 30 年度以降も継続・拡充すること求めるため、地方自治法第
99 条の規定により意見書を提出するものである。

別紙

道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ 措置の継続を求める意見書（案）

道路は、国民生活や社会経済活動を支える最も重要な社会資本である。

本市においても、市の将来像である「人が輝き、緑があふれる交流都市」を目指すため、基本施策の一つに「安全で快適な道路を整える」ことを掲げており、幹線道路の整備促進を図るとともに、既成市街地における狭あい道路の解消や、歩行者・自転車の安全に配慮した道路整備を進めている。

また、急速に進む橋梁等の道路インフラの老朽化対策や、南海トラフ巨大地震やゲリラ豪雨に対する防災・減災対策など、今まで以上に計画的かつ着実に道路整備を推進する必要がある。

これまで、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされてきたが、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、道路事業費の縮減や地方財政負担の増加をもたらす、道路整備の遅滞を招くことで、その影響は深刻かつ重大なものとなる。

よって、国におかれては、来年度以降も必要な道路整備の推進が図られるよう、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生の実現に向け、道路整備に必要な予算を確保すること
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

愛知県長久手市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣